

社労連第234号
平成23年6月8日

都道府県社会保険労務士会会長 殿

全国社会保険労務士会連合会
会 長 金 田 修
(公 印 省 略)

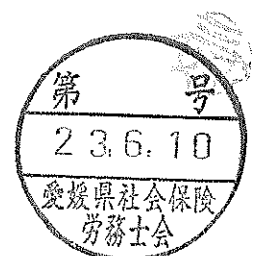
労働保険料等の免除の特例措置に関するQ & Aについて(周知依頼)

平素は、当連合会の事業運営にご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標題の件に関しまして、厚生労働省労働基準局労災補償部労働保険徴収課より別添のとおり周知依頼がございました。

つきましては、貴会におかれましては、業務ご多忙の折大変恐縮ではございますが、本件につき会員の皆様への周知を賜りますようお願い申し上げます。

(担当：業務部企画課)



東日本大震災により被災された事業主の皆さまへ 労働保険料等の免除Q&A

<制度について>

Q 1 : 「労働保険料等の免除の特例」とはどのような制度ですか？

A 1 : 東日本大震災(以下「大震災」といいます。)に被災し、労働者に対する賃金の支払に著しい支障が生じている等の事業主の方に対し、免除の申請を行っていただいた上で、最大で、平成23年3月1日から平成24年2月29日までの賃金に対する労働保険料等(*)を免除するものです。(*)平成23年度の石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金を含みます。

<免除の対象について>

Q 2 : 具体的には、どのような場合に労働保険料の免除を受けることができますか？

A 2 : 事業が次の要件を満たす場合に、その月についての労働保険料が免除されます。

- ① **(所在地)** 大震災時に特定被災区域に所在しており、
- ② **(震災被害)** 大震災による被害を受け、
- ③ **(賃金支払状況)** 大震災前の直近の賃金支払月と比較して、「ひと月の労働者1人当たりの賃金額」が2分の1未満

※免除の対象となる会社(建設会社など)が有期事業を行っている場合は、その有期事業の労働保険料も対象となる月について免除され、特別加入者がいる場合は、特別加入保険料も対象となる月について免除されます。

詳細は、リーフレット「労働保険料等の免除の特例について」をご覧ください。

Q 3 : 特定被災区域とはどこですか。

A 3 : リーフレット「被災された事業主の皆さまへ」をご覧ください。

Q 4 : 東京の本社で労働保険の手続を一括して行っています(継続一括事業です)が、一部の支社(被一括事業)が特定被災区域にあります。この場合は免除の対象にならないのでしょうか。

A 4 : 原則として、継続一括事業全体がA2の要件(①所在地、②震災被害、③賃金支払状況)に該当する場合に、継続一括事業全体について免除の対象となります。また、特定被災区域にある一部の支社(被一括事業)のみがA2の要件(①所在地、②震災被害、③賃金支払状況)に該当する場合であっても、その一部の支社について免除の対象となります。

Q 5 : 従業員の雇用を維持し、休業手当を支払っています。このような場合、労働保険料は免除になりますか。また、休業手当を支払っていても、雇用調整助成金を受給している場合、労働保険料の免除の対象にはなりませんか。

A 5 : 「ひと月の労働者 1 人当たりの賃金額」(A 2 の③) は、休業手当は除いて計算することとしていますので、雇用調整助成金を受給しているかどうかにかかわらず、その計算によって、大震災前の直近の賃金支払月と比較して、「ひと月の労働者 1 人当たりの賃金額」が 2 分の 1 未満に該当する場合は、免除の対象になります。

※労働保険料の申告の際の「賃金総額」には、休業手当も含めて計算する必要がありますので、ご注意ください。

< 手続について >

Q 6 : 労働保険料の免除を受けるためには、具体的にどのような手続が必要ですか。

A 6 : 管轄の都道府県労働局又は労働基準監督署に、平成23年度の年度更新手続と併せて、申請に必要な書類を提出してください。

必要な書類の内容などの詳細は、お手数ですが、リーフレット「労働保険料等の免除の特例について」をご覧ください。

Q 7 : 既に平成23年度の年度更新手続を済ませてしまったのですが、免除の申請はできませんか。

A 7 : 年度更新手続後でも、申請は可能です。

Q 8 : 免除の申請をする場合は、平成23年度の年度更新申告書はどのように記入したらいいでしょうか。

A 8 : 平成23年度の概算保険料額の欄(⑫欄・⑭欄)には、賃金支払の見込みが立たないものとして「0」を記入してください(A10のような場合は除きます。)。それ以外の部分(平成22年度の確定保険料額の欄(⑧欄・⑩欄)など)は、通常どおり記入してください。

※労働保険料の申告の際の「賃金総額」には、休業手当も含めて計算する必要がありますので、ご注意ください。

Q 9 : 免除の申請をする場合は、保険料は支払わなくてよいのでしょうか。

A 9 : まずは提出していただいた保険料の申告と免除の申請の内容を確認した上で、改めてご連絡します。

Q10：免除の申請をしようと思うのですが、平成23年7月から事業を全面的に再開しているので、7月以降分の保険料は支払いたいと思います。手続はどのように行えばいいのでしょうか。

A10：年度更新申告書に、平成23年7月以降の賃金総額の見込額で概算保険料を計算して記入の上、免除の申請書類と併せて、管轄の都道府県労働局又は労働基準監督署に提出してください。

また、実際に納めていただく保険料の額は、提出していただいた保険料の申告と免除の申請の内容を確認した上で、改めてご連絡します。

Q11：申告書は金融機関でも受け付けていますか。

A11：金融機関では、納付する保険料がない場合は申告書の受付を行っていないので、ご面倒ですが、免除の申請を行う場合は、年度更新申告書は、管轄の都道府県労働局又は労働基準監督署に提出してください。

Q12：免除の申請をしたいのですが、管轄の労働局も労働基準監督署も遠く、出向くことができません。

A12：免除の申請書類と年度更新申告書を、管轄の都道府県労働局に郵送してください。郵送が難しい場合は、ご面倒ですが、まずはお電話で管轄の都道府県労働局か労働基準監督署までご相談ください。

Q13：一度免除の対象になれば、平成24年2月までは自動的に免除されるのですか。

A13：最終的に、平成24年度の年度更新手続と併せて、免除額の精算手続を行う必要があります。そのため、お手数ですが、毎月の①賃金総額、②休業手当の額、③免除対象高年齢労働者の賃金総額を控えておいていただくよう、お願いします。

※事業が完全に再開したなどにより、大震災前の直近の賃金支払月と比較して、「ひと月の労働者1人当たりの賃金額」(A2の③)が2分の1未満に明らかに該当しなくなった場合は、免除対象期間終了届(様式5)を提出してください。

<給付への影響について>

Q14：保険料が免除されても、労災保険や雇用保険の給付の額に影響はありませんか。

A14：保険給付には影響しません。

東日本大震災に関する労働保険料等の特例措置について ～フローチャート～

事業所が特定被災区域にあるか。

(継続一括事業の場合は、継続一括事業全体又は個別の被一括事業ごとに判断)

ある

ない

しない

大震災による被害が、以下のいずれかに該当するか。

- ①事業所や生産設備に直接的な被害(損壊等)が生じている。
- ②事業の実施に必要な電気、ガス等の施設の被害等により被害が生じている。
- ③福島第一原子力発電所の事故に伴う警戒区域等の設定により被害が生じている。
- ④福島第一原子力発電所の事故に伴う食品の出荷制限等による被害が生じている。
- ⑤①から④に準じる理由により、事業ができない又は休業せざるをえない状況になった。

する

大震災前の直近の賃金支払月と比較して、「ひと月の労働者1人当たりの賃金額」が2分の1未満になったか。

なった

1. 労働保険料等の免除

申請により、労働保険料等の免除を受けられる可能性があります。
(リーフレット「労働保険料等の免除の特例について」参照。)

2. 納付期限等の延長

労働保険料の申告・納付の期限が延長されています。
(リーフレット「被災された事業主の皆さまへ」参照。)
※延長後の期限は、別途告示します。

事業所が、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県のいずれかにあるか。

ある

ない

ならなかった

大震災により事業財産に相当な損失(おおむね20%以上)があるか。

ある

ない

通常どおり、申告・納付手続きを行ってください。

3. 納付の猶予

申請により、1年以内の労働保険料等の納付の猶予を受けられる可能性があります。



このリーフレットに関するご質問等がございましたら、都道府県労働局、労働基準監督署又は労働保険年度更新コールセンター(0120-995-986)にお問い合わせください。

※ コールセンターでの受付は平成23年7月15日までになります。

被災された事業主の皆さまへ

～労働保険料・一般拠出金の申告・納付についてのお知らせ～

このたびの東日本大震災を受け、労働保険料・一般拠出金の申告・納付関係で、次のような特例措置を行っております。

1. 労働保険料等の免除 ※申告手続きと合わせて、申請が必要です

東日本大震災による被害を受け、次の要件を満たす事業主の皆さまに、**要件②に該当していた期間（最大で平成23年3月1日から平成24年2月29日まで）の賃金に関する労働保険料と平成23年度の一般拠出金を免除**いたします。（特別加入者の保険料についても、同様の措置を行います。）

【対象地域】

岩手県、宮城県、福島県の全域、
青森県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県の一部（詳細裏面）

【要件】

- ①平成23年3月11日に、事業場が対象地域に所在していたこと
- ②東日本大震災の被害により、賃金の支払に著しい支障が生じている等、労働保険料の支払が困難である事情があること

2. 申告・納付期限の延長

次の地域に所在する事業場の事業主の皆さまについては、労働保険料・一般拠出金の申告・納付についての**期限を一律に延長**しています。

【対象地域】青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県（H23.5.2時点）

【要件】特にありません（一律に延長）

※延長された後の期限は、今後被災の状況等を踏まえて改めて告示し、お知らせいたします。

※手続きが免除されるものではありませんので、特に**申告の手続きは、可能な方は通常どおり行っていただきますよう、お願いいたします。**

3. 納付の猶予 ※申告手続きと合わせて、申請が必要です

東日本大震災により被害を受け、次の要件を満たす事業の事業主の方々については、労働保険料・一般拠出金の納付を、**最大で1年間猶予**いたします。

【対象地域】すべての地域で申請可能

【要件】事業財産に相当の損失（おおむね20%以上）を受けたこと

※保険料を免除するものではありませんので御留意ください。



詳しいことは、[最寄りの都道府県労働局]又は[最寄りの労働基準監督署]までお尋ねください。

特定被災区域一覧(H23.5.2時点)

[青森県](2市2町)

八戸市、※三沢市、上北郡おいらせ町、※三戸郡階上町

[岩手県]

[宮城県]

[福島県]

全 域

[茨城県](30市7町2村)

水戸市、日立市、土浦市、※古河市、石岡市、※結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、同郡大洗町、同郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡美浦村、同郡阿見町、同郡河内町、北相馬郡利根町

[栃木県](9市7町)

宇都宮市、※足利市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、芳賀郡益子町、同郡茂木町、同郡市貝町、同郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、同郡那珂川町

[千葉県](17市6町)

千葉市、※銚子市、※市川市、※船橋市、※松戸市、※成田市、※佐倉市、※東金市、旭市、習志野市、※八千代市、我孫子市、浦安市、※印西市、※富里市、香取市、山武市、※印旛郡酒々井町、※同郡栄町、※香取郡多古町、※同郡東庄町、山武郡九十九里町、※同郡横芝光町

[新潟県](2市1町)

十日町市、上越市、中魚沼郡津南町

[長野県](1村)

下水内郡栄村

※は災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用市町村以外の市町村です。

労働保険料等の免除の特例について ～免除の要件・申請手続の御案内～

東日本大震災により被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。

この度の東日本大震災(以下「大震災」といいます。)により被災された事業主の方は、一定の要件に該当するときは、労働保険料の免除を受けることができます。この特例措置について、その詳しい内容(要件、手続きの流れ等)をお知らせいたします。

1 免除の要件

○継続事業の事業主の方

所在地	3月11日に特定被災区域(別途リーフレット参照)に所在していたこと。
震災被害	①～⑤のいずれかの理由により、休業又は事業活動が縮小したこと。 ※ 市町村から交付された「り災証明書」があれば要件を満たします。 ① 大震災により、事業所や生産設備に直接的な被害(損壊等)が生じている。 ② 事業の実施に必要な電気、ガス、水道、工業用水等の施設の被害や搬入道路の遮断等により、被害が生じている。 ③ 福島第一原子力発電所の事故に伴う警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域の設定により、被害が生じている。 ④ 福島第一原子力発電所の事故に伴う食品の出荷制限等による被害が生じている。 ⑤ ①から④に準じる理由により、事業ができない又は休業せざるを得ない状況になった。
賃金支払状況	大震災発生前の直近の賃金支払月の労働者一人当たりの賃金額と比べて、 1か月の労働者一人当たりの賃金額が2分の1未満になっていること。 ※ この場合の「賃金額」からは、休業手当は除きますので、雇用調整助成金を受給するなどして休業手当を支払っている 事業主の方は御注意ください。 ※ その月の【賃金総額】÷【賃金締切日の労働者数】で算定します。

○有期事業(一括有期事業を含む。)の事業主の方

同一事業主の継続事業(例:建設事業を請け負った建設会社など)が免除の対象であれば、免除の対象となります。

2 免除される保険料等 (※1)

一般保険料	最大で平成23年3月1日～平成24年2月29日の期間(月単位)の賃金に対する保険料 (※2)
第1種特別加入保険料 第3種特別加入保険料	最大で平成23年3月1日～平成24年2月29日の期間(月単位)に対する保険料 (※2)
一般拠出金	平成23年度の石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金全額

※1 第2種特別加入保険料の免除については、労働局までお問い合わせください。

※2 1か月を単位として判断することになりますので、免除対象期間全てについて免除されるとは限らないことに御留意ください。

免除の申請

～手続きの流れ～

【提出していただくもの】

平成23年度年度更新の際に手続きをお願いします。

※ 有期事業の場合は、免除申請書(様式1-2)と免除対象該当通知書又は①の写しのみ。

①	免除申請書(様式1)	様式1別紙により各月の労働者一人当たりの賃金額を計算していただきます。
②	労働保険料等の免除に係る申立書(様式2)	大震災による被害の状況を記入していただきます。
③	市町村から交付された「り災証明書」	り災証明書がない場合は、②で被害の状況を記入していただきます。
④	①別紙の内容が確認できる書類	賃金台帳、賃金の振込記録等の会計書類、労働者名簿など、①の別紙の内容が確認できる書類の写しを添付してください。 ※ 滅失等により添付できない場合は、労働局まで御相談ください。

要件を満たす
場合

要件を満たさない
場合

免除対象該当通知書をお送りします。

※ 最終的な免除額の精算に必要ですので、
・各月の賃金総額(高年齢労働者の賃金総額)、
休業手当の総額、賃金締切日の労働者数
を控えておいてください。

免除不該当通知書をお送りします。

※ 納付を猶予する制度もありますので、
保険料の納付が困難な方は労働局ま
で御相談ください。

免除要件に該当しなくなった場合

平成24年2月を過ぎた場合には平成24年度
年度更新の際に手続きをお願いします。

(例)・平成24年2月より前に休業が終了し、賃金水準が回復した場合
・平成24年2月を過ぎた場合(平成24年度年度更新時に御提出ください。)

【提出していただくもの】

- ①免除対象期間終了届(様式5) ※ 内容確認後、免除対象期間終了通知書を送付します。
②免除額精算書(様式13)
精算を行っていただいた上で、労働局で確認を行い、免除額を確定します。

平成24年度年度更新

平成23年度の確定保険料額から、免除額を差し引いた額を納付していただきます。

※ 年度更新手続き時に免除額精算書(労働局確認済のもの)を御提出ください。



労働保険料等の免除に関するご質問等がございましたら、都道府県労働局、労働基準監督署又は労働保険年度更新コールセンター(0120-995-986)にお問い合わせください。
※ コールセンターでの受付は平成23年7月15日までになります。